

都市再生特別措置法に基づき、

- 一定規模以上の住宅の開発・建築行為
- 誘導施設\*の建築を目的とする開発・建築行為
- 誘導施設\*の休廃止

をする場合は**事前に届出が必要**です！

\*届出対象となる誘導施設については裏面をご覧ください。

## 1. 届出対象となる行為

(1) 都市機能誘導区域<sup>※</sup>外における  
次の行為（法第 108 条第 1 項）

### 【開発行為】

- ◆ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

### 【建築行為】

- ◆ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆ 建築物を改築し、または用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

(2) 都市機能誘導区域<sup>※</sup>内における  
次の行為（法第 108 条の 2 第 1 項）

- ◆ 誘導施設を休止、または廃止しようとする場合

(3) 居住誘導区域<sup>※</sup>外における次の行為（法第 88 条第 1 項）

### 【開発行為】

- ◆ 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合
- ◆ 1 戸または 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup> 以上の場合

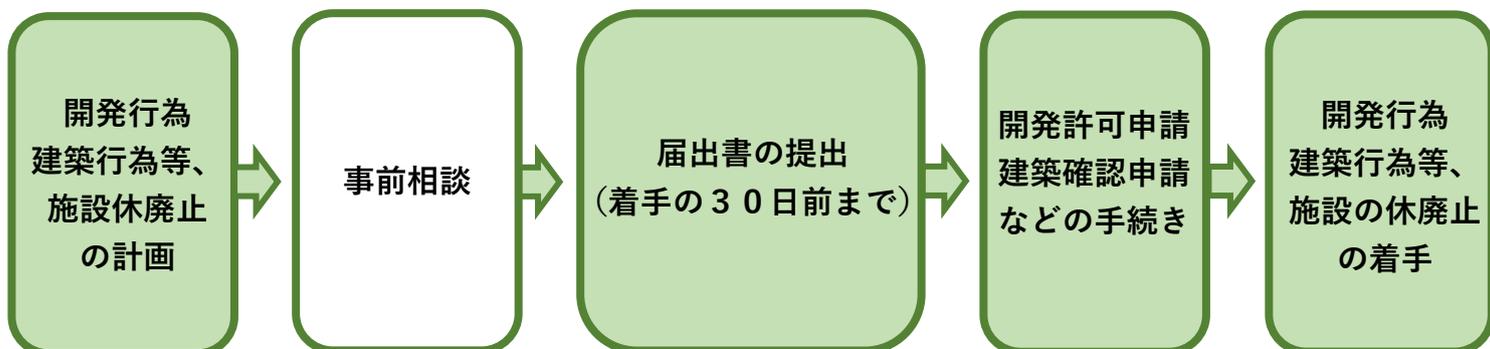
### 【建築行為】

- ◆ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ◆ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

※都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、「ちずみる豊橋」(<https://www2.wagmap.jp/toyohashi/G0303A>)で確認できます。

## 2. 届出の流れ

届出書は行為に着手する**30日前**までに都市計画課へ1部提出してください。



### 3. 届出対象となる誘導施設

届出対象となる**誘導施設**は下表のとおりです。(詳しくは豊橋市立地適正化計画を参照ください)

区分	誘導施設	都市機能誘導区域				
		豊橋駅	南栄駅	二川駅	井原停留場	藤沢町
医療施設	病院 <sup>※1</sup> (一般病床200床以上)	●				
	病院 <sup>※1</sup> (一般病床20床以上200床未満)	●	●	●	●	●
商業施設	大型小売店 <sup>※2</sup> (店舗面積が1万㎡以上)	●				●
	小売店 <sup>※2</sup> (店舗面積が3千㎡以上1万㎡未満)	●	●	●	●	●
金融施設	銀行の支店など <sup>※3</sup>	●				
	銀行出張所など <sup>※4</sup>	●	●	●	●	●
行政施設	市役所、国・県総合庁舎など <sup>※5</sup>	●				
	窓口センターなど <sup>※6</sup>	●	●	●	●	●
文化・スポーツ施設	図書館(まちなか図書館)、多目的屋内施設など <sup>※7</sup>	●				
社会教育施設	博物館(美術博物館) <sup>※8</sup>	●				
福祉施設	総合福祉施設、広域利用想定施設(こども未来館)など	●				
教育施設	大学、高等専門学校 <sup>※9</sup>	●				
交流施設	地域交流センター <sup>※10</sup>	●	●	●	●	●

※1 医療法第1条の5第1項に定める病院

※2 大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める商業施設

※3 銀行法第2条に定める銀行、日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局のうち、豊橋郵便局、豊橋南郵便局

※4 信用金庫法や労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策金融公庫法などに定める金庫、日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局

※5 市役所(豊橋市役所の位置を定める条例に定める施設)、国または県が設置する施設

※6 市役所が設置する窓口業務を有する施設(豊橋市窓口センター規則に定める施設と同等の施設)

※7 図書館法第2条第1項に定める図書館、多目的屋内施設など

※8 博物館法第2条第1項に定める博物館

※9 学校教育法第83条に定める大学、学校教育法第115条に定める高等専門学校

※10 地域住民相互の交流促進を図るための複合機能を有する施設

(注) 誘導施設の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

(注) 業務施設(事業者やオフィス等)については法定外のため、届出対象外となります。

### 4. 留意事項

- ◆届出書は開発許可申請や建築許可申請に先行して提出してください。
- ◆届出書の様式は都市計画課ホームページでダウンロードしてください。
- ◆届出書の添付書類は都市計画課ホームページを参照ください。
- ◆受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、副本を用意してください。
- ◆届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、法第130条に基づき、30万円以下の罰金に処される場合があります。
- ◆届出に関する規定は、宅地建物取引業法第35条における重要事項説明の対象となります。

問合せ先 豊橋市 都市計画部 都市計画課 (市役所本庁舎東館9F)

TEL 0532-51-2622 URL <https://www.city.toyohashi.lg.jp/31847.htm>

